

「ユニフォームの着用基準」の改訂について

JOCの基準を踏まえ、且つ他スポーツの規程と同等の仕様に揃え、「メーカーの提供力、対応力の強化、ユーザー満足度」を向上させることを目的として「メーカー等の企業名、商標等のロゴ」の表示範囲を変更する。

●「ユニフォーム等の着用基準」について

現行	変更後
<p>3. その他</p> <p>マッチ中に使用する物品については、本連盟が認める場合(注1)を除き本連盟が認める範囲(注2)を超えて企業名、商標など広告とみなされる表示をしてはならない。</p> <p>(注1)「本連盟が認める場合」とは、主に競技会の協賛会社を競技会主催者がゼッケン等に表示する場合。</p> <p>(注2)「本連盟が認める範囲」とは、メーカー等の企業名、商標等のロゴで12cm²以内のもの、各製品それぞれ2箇所以内の表示とする。ただし、シューズについては箇所の制限をしない。</p>	<p>3. その他</p> <p>マッチ中に使用する物品については、本連盟が認める下記の範囲を超えて広告とみなされる企業名、商標等、および所属名を表示してはならない。</p> <p>(1) 製造メーカー</p> <p>企業名、商標のロゴ等は20cm²以内のものを、各製品それぞれ2箇所以内の表示とする。</p> <p>ただし、シューズについては箇所の制限をしない。</p> <p>(2) <u>ユニフォーム広告等</u></p> <p>① <u>スポンサー広告</u></p> <p>スポンサーの企業名、商標のロゴ等の広告を表示する場合は1広告につき40cm²以内とする。</p> <p>② <u>登録団体名</u></p> <p>団体名(ロゴ・校章含む)の表示については、シャツ(ワンピース含む)が1表示130cm²以内、パンツ・スコート等は40cm²以内とする。</p> <p>※(2)については国民体育大会を除く。</p> <p>※(2)の貼付等により(1)を覆い隠してはいけない。</p> <p>※(2)について大会スポンサーはこの限りではない。</p>

tyoufu nado

E. NOC ブランド・ガイドライン

E.2. 衣類のガイドライン

定義・衣類とは、選手(競技および競技以外で)、役員、アクレディテーション対象のスタッフがアジア大会(2018/ジャカ

条件・メーカー名/ロゴは衣類1点につき1カ所だけ表示できる。

・メーカー名/ロゴは20 cm²以下の大きさとする。

(8)技術等級制度規程の改訂について(競技委員会技術等級制度部会)

・「大会実績に基づく認定基準」の一般男女「各ブロック選手権大会」に(シングルスを含む)を追加する。

※各支部選手権大会には(シングルスを含む)が、ブロック大会にはシングルスが対象とされていないため今回追加するもの。

種別	大会名	技術等級		EX	Sp	1級	2級	3級	4級
		EX	Sp						
	全日本選手権大会	32			※大会の権威:参加資格をSp以上とする				
一	全日本社会人選手権大会	16	32						
般	全日本シングルス選手権大会	16	32						
男	東・西日本選手権大会	8	16	32					
女	各ブロック選手権大会(シングルスを含む)	4	8	16					
	各支部選手権大会(シングルスを含む)		4	8	16	32			出場
	各支部選手権大会地区予選						64	64	出場